

令和6年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和6年12月24日（火）

【開会】 13時30分

【閉会】 14時02分

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委 員 野村 浩子

委 員 西井 孝明

教育長職務代理者 芳川 玲子

委 員 森川 多供子

委 員 坂口 緑

【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 北川 友明

学校教育部長 小澤 毅夫

健康給食推進室長 日笠 健二

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 伊藤 卓巳

教育政策室担当課長 豎月 基

文化財課長 竹下 研

文化財課課長補佐 小柳津 貴子

教育環境整備推進室担当課長 井川 秀雄

教育環境整備推進室課長補佐 田中 昭子

教職員人事課担当課長 松本 真爾

教職員人事課課長補佐 須藤 良

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 長谷川 俊太

地域教育推進課長 二瓶 裕児

地域教育推進課担当係長 江上 弘史

地域教育推進課担当係長 永田 光太郎

庶務課課長補佐・庶務係長 葛山 久志

教職員人事課長 武田 充功

教職員人事課課長補佐 廣瀬 徳政

【署名人】

委 員 野村 浩子

委 員 芳川 玲子

(1 3 時 3 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、1 3 時 3 0 分から 1 4 時 1 0 分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

1 0 月の定例会及び 1 1 月の定例会の会議録を、事前に配布し、御確認いただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

4 傍聴 (傍聴者 0 名)

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第 1 3 条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 議事の入替え及び非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、順番を入替え、初めに、報告事項 No. 3 を説

明させていただきますので、御了承ください。

また、報告事項N o. 4は、人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、同条ただし書の規定により、非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、報告事項N o. 4は、非公開とすることに決定いたします。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人について、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

野村委員と芳川委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項N o. 3 地域文化財顕彰制度における第7回川崎市地域文化財の決定について

【小田嶋教育長】

まず、初めに、報告事項Iに入ります。

報告事項N o. 3「地域文化財顕彰制度における第7回川崎市地域文化財の決定について」の説明を、文化財課長、お願いいたします。

【竹下文化財課長】

それでは、御報告いたします。

お手元の資料のファイルナンバー03-1、こちらの1ページを御覧ください。

初めに、「1 川崎市地域文化財顕彰制度の概要」について、「(1) 趣旨」でございしますが、川崎市内で市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財として顕彰し、記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的として、平成29年12月に創設したものでございます。

「(2) 地域文化財の対象」は、法令・条例により、指定・登録等がされていない文化財でございます。

「(3) 地域文化財候補の選出及び決定」でございしますが、市民団体等から候補となる文化財の推薦を受け、教育委員会事務局文化財課で精査し、文化財審議会での意見聴取を経て、教育長が決定するものでございます。

続いて、「2 第7回地域文化財の決定」についてでございしますが、令和6年4月1日から6月

30日までを募集期間として推薦を募ったところ、24件の推薦がございました。推薦された文化財について、文化財課で現地調査や所有者へのヒアリング等を実施し、推薦内容を精査した上で、今回の地域文化財として24件を決定したものでございます。

なお、本日の教育委員会への報告後、市議会への報告及び報道機関への公表を予定しているところでございます。

2ページを御覧ください。この度決定いたしました、川崎市地域文化財24件の一覧表でございます。資料右側の写真とともにいくつか紹介させていただきますと、一覧表左の整理番号11番は宮前区の泉福寺にある、馬絹の花供養塔です。現在でも供養が行われており、この地域で花桃などの生産が盛んであることを語る重要な資料です。19番は、高津区末長の杉山神社資料館に保管されております、川崎市発祥の農機具メーカー細王舎の足踏み脱穀機で、東京の尾久で操業していた第2工場のブランドであることが注目されます。22番、中原区下小田中安楽寺周辺の念仏講用具は、現在の下小田中2丁目、3丁目辺りの人々で構成されていた念仏講で使われていた用具で、数珠の1つ1つに奉納者や供養対象の方の名前が刻まれているなど、地域社会の様相を語る貴重な文化財です。

地域文化財は、制度創設以来、今回7回目の決定により、総数が264件となりました。今後ともホームページや案内パンフレットなどによる普及啓発に努め、市民の理解と関心をより高めていく取組を、引き続き推進してまいりたいと考えております。

ファイルナンバー03-2、報告事項No. 3資料には、川崎市地域文化財顕彰制度要綱を添付しておりますので、併せて御参照願います。

また、参考までにこれまでに決定した資料につきましては、資料6ページ以降にガイドブックを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

報告事項No. 1 請願第4号の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 1「請願第4号の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

よろしくお願いいたします。

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

ファイルナンバー01-1、報告事項No. 1のファイルをお開きください。

資料については、委員の皆様には事前に送付しておりますので、全文を読み上げることは省略いたしますが、請願の趣旨は、整理いたしますと「道路とするために学校用地の一部を分筆し、

当時の建設局に移管したものの、登記を行っていなかったため、損害賠償等を求める」とするものでございます。

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただ今の報告がありました、請願第4号ですが、請願書に記載された内容だけでは不明確な部分もあると思いますので、もう少し経過を説明していただければと思います。お願いします。

【伊藤庶務課担当課長】

事実経過を説明いたしますと、市立南原小学校の土地の一部を、道路とするために整備をし、その後、道路部分を分筆し、当時の建設局の管理とした際に、市の道路として分筆した部分の土地の登記を行いました。登記簿上の地目を公衆用道路へ変更すべきところ、以前の地目のままとなっていたものでございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

それでもちょっとまだ分かりにくい部分もあると思いますが、この請願第4号につきまして、御質問等はございますでしょうか。

芳川委員、お願いします。

【芳川教育長職務代理者】

御報告ありがとうございます。よく分かりませんが、このような土地の管理替えとか、それは庁内で行う場合に、登記などを行う手続は誰が行うものなのですか。

【伊藤庶務課担当課長】

それ以後の財産を管理する部署が登記を行います。本件では、教育委員会が登記などの手続を行うものではございません。

【小田嶋教育長】

いかがでしょうか。

【芳川教育長職務代理者】

ということは、教育委員会が必要な手続を行っていなかったというふうに、請願の中には書いてあるのですが、そういうことではないということですね。

【伊藤庶務課担当課長】

そのとおりでございます。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【芳川教育長職務代理者】

そうしますと、この請願というのは、教育委員会の業務とはあまり関係ないことを求めるものではないかというふうに思いますが、そのような請願は私たちが審議できるものなののでしょうか。

【伊藤庶務課担当課長】

請願要綱の第3条第5項第5号でございますが、教育委員会の職務権限以外の事項のみを求める請願につきましては、審議しないことができると定めております。

【小田嶋教育長】

本請願についてなんですが、今の質疑、また事務局からの説明から考えますと、本請願は、教育委員会の職務権限以外の事項を求めるものに該当いたしますので、本請願につきましては、審議を行わないことにしたいと思いますが、御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、請願第4号は、審議を行わないことに決定したいと思いますが、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本請願は、審議を行わないことに決定いたします。

報告事項No. 2 令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（秋期選考）の結果について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 2「令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（秋期選考）の結果について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【松本教職員人事課担当課長】

それではよろしくお願いいたします。

ファイルナンバー02、報告事項No. 2のファイルを御覧ください。

令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（秋期選考）の結果について、御報告させていただきます。

「1 試験日程等」につきましては、第1次試験は10月19日土曜日、第2次試験は、一般選考及び特別選考Aは11月9日土曜日、10日日曜日、特別選考B及びCは11月2日土曜日

に実施いたしました。第2次試験の合格発表につきましては、11月28日木曜日に結果通知を発送するとともに、市ホームページに合格者の受験番号を掲載いたしました。

「2 実施状況」でございますが、一般選考・特別選考A及びBの合格者は、それぞれ13人、6人、4人で合計23人となりました。特別選考Cの合格者は、小学校で1人でした。全体では、141人が応募して、24人が合格となりました。

なお、秋期選考の合格者は、夏期に実施しました試験の合格者とともに、令和7年4月より本市において採用となります。

報告は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】

御質問等はいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございました。ちょっと教えていただきたいんですけど、小学校のほうも50名程度を募集したところ、1次試験の合格者、その後の2次試験受験者と、合格者の人数に差があるんですけど、ここは辞退をされたのか、それとも残念ながら面接等の結果、川崎市の教員になっていただくのはまだ早いかなという感じの判断なのか、辞退されてしまったのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

【松本教職員人事課担当課長】

ありがとうございます。1次試験、応募、受験票を配ったのが全部で141人でしたが、1次試験の欠席者が実は53名ほどおりました。ですので、応募はいただいていたんですけども、当日お見えにならなかったという方もいらっしゃるのかなというふうに思っております。なお、2次試験のほうは、欠席者が全体で4名ほどでしたので、1次試験のときにいらっしゃる方が多かったというふうに捉えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

御報告ありがとうございます。この第2次試験受験者28人、29人で、2次試験の合格者が13人、6人ということなんですが、この選考の基準というのは、夏、いつも使っている選考基準と同じものなんでしょうか。

【松本教職員人事課担当課長】

試験の実施に当たりましては、夏の本試験と全く同じ体制、同じ基準を基に、同じ年度内での正規の採用試験になりますので、同じ基準で面接官にも採点をしていただき、このような結果と

なりました。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

野村委員。

【野村委員】

御報告ありがとうございました。受験者の方やまた合格者の方だけでもいいのですが、秋採用というのが初めてということで、どんなふうにして川崎の秋採用を知ってくださったのかというところ、これからのアプローチを考える上でも、どのような方たちに情報が届いたのか、どのような形だと届いたのかと思ひまして、応募のきっかけ等をもし聞けたら教えていただきたいです。

【松本教職員人事課担当課長】

ホームページ等でももちろん発表はしたんですけども、こちらとしては他都市を受験して、今年度夏は残念だったんですけども、また川崎でチャンスがあるというふうに思っていたけるように、各大学のほうにはかなりアピールをしました。それから今年度ジョブリターンということもございますので、現場の校長先生方にも本当に川崎ならではの人も含めて、今回受験していただいた5人の方たちは、そういったこともあって受験をしていただいたというふうな方々になりますので、もうとにかく広報できるところは全て、短期間の中だったんですけども、周知させていただきました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

大学に随分PRしていただいたということで、大学の先生方とかの秋期試験に対する受け止めというのはどんな感じでしたか。

【松本教職員人事課担当課長】

やっぱり夏の試験でどうしても力を発揮できなくて、泣く泣く大学に戻ってきたという学生さんも結構いらしかったということは、実際に申込みの段階で伺っております。

ですので、今回、そういった方々は川崎でチャンスがあるということで受験されて、合格されている、これから卒業される新卒の方もいらっしゃるということで、そういったチャンスを増やしていただくことに関しては、すごくありがたいぞと。

ただ、今回、年度初めから秋期をやりますということではなかったもので、次年度に向けては、その辺り、やるのかやらないのかというところの見通しが持てるとありがたいという御意見もいただいております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

あとはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

8 議事事項

議案第30号 川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

議案第30号「川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、地域教育推進課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第30号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、地域教育推進課長から御説明申し上げます。

【二瓶地域教育推進課長】

よろしくお願いいたします。

それでは御説明いたします。ファイルナンバー04-2、議案第30号資料、こちらをお開きください。

初めに、「1 改正の経緯」でございますが、本年2月に「実施方針」を策定、もっと使ってもらい、使いやすくする、みんなで使う、の3つを基本コンセプトとともに、受益者負担の考え方をお示しさせていただいたところでございます。

今年度につきましては、実施方針で示した考え方に基づきまして、①関連する制度や手法の整理・統合、②予約システム及びスマートロックの導入、③運営体制等の見直し、④使用料の見直し、の各種取組を進めておりまして、これに伴いまして、「川崎市立学校の施設の開放に関する規則」の一部を改正するものでございます。

次に、「2 改正の概要」でございますが、1つ目といたしましては、「川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則」に掲げております特別開放施設を整理いたしまして、本規則に統合するものでございます。具体的な施設及び該当諸室は資料中段の表に記載のとおりとなっております。

これまで、社会教育施設と同程度の機能を有するなどの条件を満たす施設を特別開放施設として掲げておりましたが、市民にとって分かりやすい制度や手法となりますよう、現在の実態を踏まえながら検討を行い、このたびの整理・統合に至ったところでございます。

続きまして、改正概要の2つ目といたしましては、予約システムによる電子申請を可能とするもの、3つ目といたしましては、利用者による相互協力を前提とした持続可能な仕組みへ移行するもの、4つ目といたしましては、使用料の見直しに伴うものでございます。

それぞれの具体的な内容に関しましては、本年8月及び11月の定例会におきまして御報告を

差し上げたものであるため、参考資料として、参考資料１、２として格納してございます。

次に、「３ 今後の予定」でございますが、今月から来月にかけて、各区で利用者向け説明会を開催しております。市民の皆様にご丁寧に制度変更等の周知を行っているところでございまして、令和７年４月分の使用から、予約システム等による運用を開始するとともに、新たな使用料を徴収してまいります。

地域教育推進課からは、以上でございます。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、引き続き議案の詳細について、御説明いたします。

ファイルナンバー０４－１、議案第３０号をお開きください。

初めに、６ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「開放施設として使用する運動場、武道場及び特別教室等に係る使用料を設定すること等のため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、７ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。改正箇所が多いため、ポイントを絞って説明させていただきます。

初めに、題名の改正を含め全体にわたるものでございますが、従来、川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則に規定する特別開放施設に備えられていた設備を本規則に規定することに伴い、規定の整理をするものでございます。

続いて、第２条の改正でございますが、武道場を開放施設とするものでございます。

８ページに参りまして、改正後の第５条でございますが、使用料の額を時間帯ごとに設定することを前提として、使用時間を定めるものでございます。

９ページにまたがる部分でございますが、改正後の第７条第５項でございますが、開放施設の使用の申込みを電子申請で行うことができることとするものでございます。

１２ページに参りまして、別表の改正でございますが、開放施設の使用に伴う受益者負担として、開放施設及び時間帯ごとに使用料を設定するものでございます。

なお、附則におきまして、この規則の施行期日を令和７年４月１日とするとともに、川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則を廃止する旨を定めております。

議案第３０号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。この規則そのものに関する質問ではないんですけども、もっと使ってもらおうにするというのが今回の新しい制度の目的だというふうに伺っていますので、これをどんなふうに検証する予定であるのかということ伺いたいのと、それから、みんなで使うというのがありました。１５分ごとの時間を区切って、それが実現するという、大変すばらしいこ

とだと思えるんですけども、多分、一部のグループが占有しないように、いろんな方が使えるようにということだと思えるんですが、そこの辺りを運営上どのように気をつけているのかというのを教えていただきたいです。

以上です。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【二瓶地域教育推進課長】

まず、もっと使ってもらうの仕組みなんですけど、今まで学校施設の利用に関しましては、現場任せというのが実態としてございます。我々としても今までデータで把握できなかった、問合せがあると学校と利用者のマッチングもできなかったというのが実態としてあります。

我々は、このシステム化することによりまして、いわゆる未使用の状態というのも把握することができ。外部からの問合せに対しまして、例えばA小学校がここ空いていますよ、校庭が空いていますよ、体育館が空いています、御利用いかがですか。そのような我々の御案内が今までできなかった。本当にそういったお問合せに対して申し訳ないなというところなんですけど、そうした利用者とのマッチングサービスが、こちらの我々でもできるということが、予約が見える化されますので、そういった仕組みの構築が可能だということがまず1点。

それから、みんなで使うという仕組みに関しましては、これまで各学校で組織している施設開放の利用調整会議という運営委員会というものがあるんですけど、どうしても地域のとあるキーパーソンの方に、非常に人に依存する仕組みでありまして、例えば地域の町内会の方であるとか、PTAの会長さんであるとか、そうした属人化した仕組みを利用するみんなが責任を持って、原状復旧もそうなんですけども、皆さんでその学校を使うということを理解していただく上で、これはそういったことからみんなで使う、そのようなコンセプトとさせていただいております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

御報告ありがとうございました。ちょっと分からないところを教えていただきたいんですが、この別表を見ていると、1時間ごとという計算をされていて、使用料の徴収は15分単位というふうに、議案、参考資料1のほうに書いてあるんですけど、実際は、まず1時間借りて、それから超過した場合は15分ごとという感じになるんでしょうか。

【二瓶地域教育推進課長】

こちらは、実はシステムを入れるメリットの1つでもございまして、今、学校の施設開放の利用に関しては、基本1時間単位としております。ただ、やはり中には終了後のミーティングであるとか、そういったところで15分単位で、我々、このシステムでそういった15分単位の設定

も可能なものですから、利用が例えば1時間15分であるとか、2時間半であるとか、ある程度地域の利用に移行して、柔軟な、我々、使用形態ができるんじゃないかということで、今回、システムの導入のメリットを生かしまして、15分単位での予約ができると、そういった形にしてございます。

以上でございます

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。ちょっと私が心配性なだけかもしれないですけど、地域で学校を借りる、地域でというか中学校のほうで学校を、ここの会場は予約できるので行ってくださいと言われて行ったところ、突然吹奏楽部が入っていたとか、吹奏楽部が部活をしていたとか、そういったことがたまに起こるんですね。

これは多分、校内の教員の方たちの連絡不足だなと思うんですよ。その人たち、地域のいろんな方たちを呼んだのは校長だ、でも予約しているのはパソコンなんだ、その辺、地域との小さなトラブルを避けるためには、校内でどのような、ここが使いますというのを分かりやすく部活動をする方々にも、知る工夫とかその辺の仕組みがしやすいのかなとちょっと心配になりました。

【小田嶋教育長】

どうぞお願いします。

【二瓶地域教育推進課長】

まず、このシステムを入れることによって、システムに反映させるのが、この施設開放だけではなくて、いわゆる言ってみればカレンダー的な機能のところに、まずは学校行事等を押さえる形になります。それ以外に学校と地域の例えば町内会、自治会の会議であるとか、それから中には地元の幼稚園の運動会であるとか、ある程度そうした行事を学校は今まではある程度職員室にぶら下げているノートに記入するとか、口頭約束でやっている部分が正直ございまして、そうすると、どうしても予定がバッティングしてしまう。

今後は、一時利用というところもしっかり電子申請という形で、これは窓口を今、うちではなくて、教育環境整備推進室のほうで一時利用の窓口を担っているんですが、そうすると、どうしてもそうした事象も起きやすい懸念もあるものですから、令和7年4月からは、一時利用の受付窓口もこちらで集約をすることによって、学校で様々な利用形態、それを予約システムに反映させることで、スマートフォン、パソコンでも予約状況等を可視化することができますので、そうした皆さんの目で、今空いている、今使っている、含めて、そういったことから判断することが

可能になると、そういったものでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、議案第30号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決いたします。

以下非公開となります。

<以下非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

細見庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、報告事項No. 4は承認された。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上を持ちまして、本日の定例会は、終了といたします。

(14時02分 閉会)